

# 猶予期間「ゼロ」も 保険証廃止で厚労省

## 保険証廃止で厚労省

岸田政権が2024年秋に狙っている從来の保険証の廃止後、最大1年間は継続して使えるとする「猶予期間」について、最短で「ゼロ」日のケースがあることが分かりました。

厚生労働省が25日、立憲民主党のヒアリングで説明しました。政府は保険証と一体化したマイナンバーカードの普及に固執する一方、猶予期間が「最大1年間」あるとして國民の批判をかわそうとしてきました。しかし、ヒアリングで同省担当者は、転職や転居によって加入す

る人や、75歳になり後期高齢者医療制度に移る人、窓口負担割合が変わる70歳になった人口のケースがあることは従来の保険証が失効で終了することを認めました。厚生労働省が25日、立憲民主党のヒアリングで説明しました。

厚生労働省は、廃止前の更新時に期限を25年秋まで延長するよう自治体に依頼すると表明していましたが、「あくまで保険者（自治体）の判断だ」（担当者）と無責任な発言になりました。転職時期や75歳になる日が保険証廃止の翌日の場合、猶予期間がただちに終わることになります。

一方、非正規雇用の労働者や年金生活の高齢者らに入る国民健康保険には、保険証に有効期限があるため、25年秋になる前に期限が切れて使えなくなる事態が懸念されています。

かや短期の延長などとめることなど、自治体任せとなる方向です。

保険証と一体化したマイナカードを取得していない人には、保険証代わりの「資格確認書」を発行すると言いますが、発行申請が難しかったり忘れたりしてしまったが、「あくまで保険者（自治体）の判断だ」（担当者）と無責任な発言にします。自治体などの相次ぐと懸念されています。自治体などの交付作業・費用も膨大になります。